

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

東京都板橋区長 坂本 健

送達する書類の保管場所 東京都板橋区役所 総務部納税課

[illegible]

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

東京都板橋区長 坂本 健

送達する書類の保管場所 東京都板橋区役所 総務部納税課

[illegible]

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

東京都板橋区長 坂本 健

送達する書類の保管場所 東京都板橋区役所 総務部納税課

[illegible]

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

次の納税者に対し、地方税法第329条第1項に基づく書類を発送したが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業者等が不明のため送達できないので、下記のように指定し、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)第6条の規定に基づき公示する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月14日

東京都板橋区長 坂本 健

対象書類:地方税法第329条第1項に基づく書類(令和8年度過年1期(普通徴収分))  
送達する書類の保管場所 東京都板橋区役所 総務部納税課

| No | 氏名(名称) |
|----|--------|
| 1  | 大崎 直哉  |
|    | 以下余白   |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |
|    |        |

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

次の納税者に対し、地方税法第329条第1項に基づく書類を発送したが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業者等が不明のため送達できないので、下記のように指定し、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)第6条の規定に基づき公示する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月14日

東京都板橋区長 坂本 健

対象書類:地方税法第329条第1項に基づく書類(令和8年度過年2期(普通徴収分))  
送達する書類の保管場所 東京都板橋区役所 総務部納税課

| No | 氏名(名称)      |
|----|-------------|
| 1  | KAN YUQIAO  |
| 2  | WANG ZIJIAN |
|    | 以下余白        |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |
|    |             |

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。